

県内企業の皆様の物流の課題解決を応援します

●効率的、革新的な輸送で物流の競争力を高めたい

●環境負荷の少ない輸送モードに切り替えてみたい

●海外に最短かつ高品質で輸送したい

など、アイデアはあるが、実行にはちょっと・・・(+_)とお困りの方に！

補助金名称：競争力のある物流機能構築支援事業費補助金

1 補助対象者

物流事業者（※）及び荷主企業等

※貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、航空運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫事業者又はこん包事業者

（グループで事業実施する場合は、代表企業1社を補助事業者（申請者）としてください。）

2 補助対象事業

県内企業等が行う新たな物流機能構築や物流サービスの提供に向けた実証運行等の取組みやその他物流機能の高度化・効率化に資する取組みであること。

◆ 補助対象事業の例（国内外は問わない）

- 県産品のブランド化のための航空機等の利用による高速輸送サービス構築に資する取組
- 保税蔵置場の利用や海上コンテナ往復利用による物流効率化の取組
- モーダルシフト転換検討（JR貨物利用、海上輸送の実施など）
- 運送事業者と複数荷主の取組による共同輸配送、巡回配送、物流センターの共同利用等の取組
- 荷待ち時間の改善、片荷輸送の解消（帰り荷確保）、貨客混載の取組

3 補助対象となる経費

輸送費、荷役費、通関等その他輸送に必要な経費、使用賃借料、コンサルタント料、通訳翻訳料、謝金、旅費、減価償却費、取得価額30万円未満の備品及び消耗品購入費、委託費等

4 補助率及び限度額

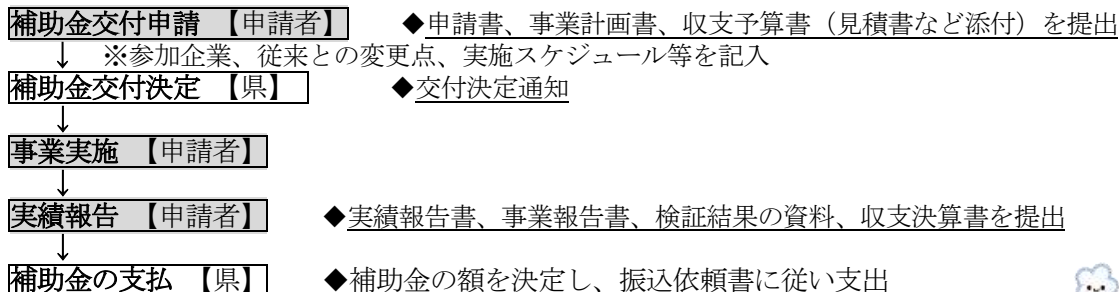
- 補助率：2/3
- 補助金限度額：1,500千円/件

5 その他

- 実績報告の際には対象事業の実証運行等による検証結果が分かる資料を提出してください。
- 補助事業の検証結果については、県ホームページ等で概要を公表します。

●補助の流れ（H30.3.31までに事業完了し県への実績報告が必要）

※申請を行う予定のある方は事前^に県にご相談ください。



●応募及び問い合わせ先

鳥取県商工労働部通商物流課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地）

電話番号 0857-26-7660 ファクシミリ 0857-26-8117

E-mail : tsushou-butstryu@pref.tottori.jp

担当：池本

